

粉じん作業特別教育

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項及び、粉じん障害防止規則第22条第1項により、粉じん作業に係る業務に労働者を就かせる時は、粉じん作業特別教育規定に基づく特別教育を行わなければならないことが義務付けられております。

当協会では、事業主に代わって粉じん作業特別教育を下記によりを開催いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 程： 令和2年11月18日(水)
2. 時 間： 8:45～14:35 (集合受付 8:25 オリエンテーション 8:45)
3. 会 場： サンパルク 2F 会議室 (釜石市上中島町 2-7-36 ☎ : 0193-55-4380)
4. 受講料： 会 員 6,380円 (消費税込) (受講料 5,500円 テキスト代 880円)
非会員 7,480円 (消費税込) (受講料 6,600円 テキスト代 880円)
5. 申込方法： 受講申込書に所定事項を記入し、受講料、テキスト代等を添えてお申込み下さい。(FAX可)
なお、銀行振込みの場合は、下記口座へお振込み下さい。※お振込み手数料はご負担願います。
〒026-0041 釜石市上中島町 2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381

岩手銀行釜石支店 (普) 0257116 (公財)岩手労働基準協会釜石支部

6. 定 員： 20名 ※申込者数が少ない時は、開催を中止することがあります。
7. 締 切 日： 11月11日(水) 但し定員になり次第締切ります。
* 申込締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
8. キャンセルの取扱 ※11月11日(水)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
9. カリキュラム

時間	講習科目
8:45～8:50	オリエンテーション
8:50～9:50	粉じんに係る疾病及び健康管理 (1h)
9:55～10:55	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (1h)
11:00～12:00	作業場の管理 (1h)
13:00～13:30	呼吸用保護具の使用の方法 (0.5h)
13:35～14:35	関係法令 (1h)

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

10. その他

- (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。
講習3日前までに届かない場合は、ご連絡をお願い致します。
- (3) 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。
- (4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (5) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

11月 粉じん作業特別教育 受講申込書

令和2年11月18日(水)

No.

ふりがな			昭和	年	月	日
氏名		生年月日	平成			
現住所	〒 ー (番地まで詳しくご記入下さい)					
	TEL () () ()					
	当日連絡可能な携帯 () () ()					

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 ー (番地まで詳しくご記入ください)			
		TEL () () () FAX () () ()			
	事業場名 代表者名			担当者名	
				内線 ()	
※該当箇所に○印をお付け下さい	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員	非会員	受講料振込予定日	
				月 日	

年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 個人受講者を除き、忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。

受付印